

寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月15日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 26 号

寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

寒川町小児の医療費の助成に関する条例(平成 7 年寒川町条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項及び第 3 条第 3 項第 2 号中「満 12 歳」を「満 15 歳」に改める。

第 6 条中「乳幼児」を「乳児又は幼児等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町小児の医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に受ける医療に関する給付から適用し、同日前に受けた医療に関する給付については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例の施行に伴い新たに助成の対象となる者の医療証の交付申請手続は、施行日前においても、新条例第 6 条の規定の例により行うことができる。